

米の産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱い 継続に関する要望意見書

国はこれまで、米の需給調整に対する支援措置として、議員立法により「水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（通称「米の臨特法」）」を講じ、産地づくり交付金等を一時所得扱いとしてきました。

しかし、米政策改革推進対策に係る交付金は、本年度から担い手の育成・確保を名目とした品目横断的経営安定対策により「経営基盤強化準備金制度」に移行させ、産地づくり交付金の税制特例を継続しない方針を示しました。

ここ数年、米の需給調整は過剰作付けによる供給過剰の状態に陥っており、市場価格は生産コストを下回る大幅な下落を続け、国の指導に従って需給調整に参加し、米の安定供給努めている稲作農家ほど経営が悪化している現状です。

こうした状況の中で、産地づくり交付金を「経営基盤強化準備金制度」へ移行させても、対象となる農家は担い手に限定されるばかりか、対象農家でも準備金を積み立てることのできる農家はごく少数であります。さらに、税制特例の継続を取りやめることになれば、農家の課税強化となり経営悪化に拍車を加えることとなります。

需給調整の参加メリット措置が失われると、需給調整システム自体が完全に崩壊し、国民の主食である米の安定供給は基より農業全般に深刻な打撃を与えることにもつながりかねません。

よって、政府においては、米の需給・価格の安定及び農業経営の安定を図るため、米政策改革推進対策に係る交付金（産地づくり交付金）を経営基盤強化準備金制度の対象から除外すると共に、平成19年度以降も税制特例措置を講じ、一時所得扱いを継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月13日

大空町議会議長 後藤 幸太郎